

○公営住宅等整備事業対象要綱（平成 17 年 8 月 1 日建設省住備発第 37 号）

（傍線部は改正部分）

新	旧
<p>第1 （略）</p> <p>第2 用語の定義</p> <p>この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 標準主体附帯工事費</p> <p>標準主体附帯工事費は、以下のイ及びロにより算出した額とする。</p> <p>イ 標準主体附帯工事費</p> <p>標準主体附帯工事費は、住宅の戸数に、平成 29 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成 29 年 3 月 31 日付け国住備第 477 号、国住整第 45 号、国住市第 130 号国土交通事務次官通知。以下「標準建設費等共同通知」という。）別表第 1（以下「別表第 1」という。）その 1 に掲げる 1 戸あたりの主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額に標準建設費等共同通知別表第 2 の「加算額」欄に定める額（同表「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合に限る。）を加算した額とする。ただし、当該事業が複数年度にわたる場合で、事業実施当初年度の翌年度以降に実施する事業についての標準建設費等については、事業実施当初年度の標準建設費等とすることができるものとする。</p> <p>ロ 標準主体附帯工事費の特例</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 北海道において燃料庫を設ける場合</p> <p>北海道において各戸に燃料庫を設ける場合においては、別表第 1 その 1（北海道）に掲げる構造別及び地区別ごとの 1 戸当たり主体附帯工事費に <u>335,000 円</u>（燃料庫の床面積が 3.3 m²未満のときは、<u>335,000 円</u>に当該燃料庫の床面積</p>	<p>第1 （略）</p> <p>第2 用語の定義</p> <p>この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 標準主体附帯工事費</p> <p>標準主体附帯工事費は、以下のイ及びロにより算出した額とする。</p> <p>イ 標準主体附帯工事費</p> <p>標準主体附帯工事費は、住宅の戸数に、平成 28 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成 28 年 3 月 29 日付け国住備第 445 号、国住整第 38 号、国住市第 125 号国土交通事務次官通知。以下「標準建設費等共同通知」という。）別表第 1（以下「別表第 1」という。）その 1 に掲げる 1 戸あたりの主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額に標準建設費等共同通知別表第 2 の「加算額」欄に定める額（同表「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合に限る。）を加算した額とする。ただし、当該事業が複数年度にわたる場合で、事業実施当初年度の翌年度以降に実施する事業についての標準建設費等については、事業実施当初年度の標準建設費等とすることができるものとする。</p> <p>ロ 標準主体附帯工事費の特例</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 北海道において燃料庫を設ける場合</p> <p>北海道において各戸に燃料庫を設ける場合においては、別表第 1 その 1（北海道）に掲げる構造別及び地区別ごとの 1 戸当たり主体附帯工事費に <u>330,000 円</u>（燃料庫の床面積が 3.3 m²未満のときは、<u>330,000 円</u>に当該燃料庫の床面積</p>

を 3.3 m²で除した数値を乗じて得た額) を加えた額を 1 戸当たり主体附帯工
費として、イの規定を適用するものとする。

この場合において、燃料庫の床面積を控除した別表第 1 に掲げる構造別ご
との 1 戸当たり平均床面積が同表に掲げる構造別及び地区別ごとの 1 戸当たり標
準床面積未満のときは燃料庫の床面積から当該 1 戸当たり平均床面積と 1 戸当
たり標準床面積との差を控除するものとする。

五・六 (略)

第 3 ～第 13 (略)

附 則

第 1 条 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

を 3.3 m²で除した数値を乗じて得た額) を加えた額を 1 戸当たり主体附帯工
費として、イの規定を適用するものとする。

この場合において、燃料庫の床面積を控除した別表第 1 に掲げる構造別ご
との 1 戸当たり平均床面積が同表に掲げる構造別及び地区別ごとの 1 戸当たり標
準床面積未満のときは燃料庫の床面積から当該 1 戸当たり平均床面積と 1 戸当
たり標準床面積との差を控除するものとする。

五・六 (略)

第 3 ～第 13 (略)